

第1章 総則

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 目的及び適用範囲

- (1) この仕様書は、青森市企業局水道部（以下「当部」という。）が発注する配管工事に適用することとし、配管工事に係る工事請負契約書又は工事請負請書（以下「契約書」という。）と、工事毎に定める図面、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書（以下「設計図書」という。）の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) この仕様書に明記していない事項は、工事毎に定める設計図書、当部の給水装置工事施行指針、青森県の各共通特記仕様書及び共通仕様書、日本水道協会水道工事標準仕様書【土木工事編】、日本ダクタイル鉄管協会接合要領書等によるものとする。
- (3) (1)及び(2)の優先順位は、設計図書、当仕様書、当部の給水装置工事施行指針、青森県の各共通特記仕様書及び共通仕様書、日本水道協会水道工事標準仕様書【土木工事編】、日本ダクタイル鉄管協会接合要領書等の順とする。
- (4) この仕様書及び(2)に規定する図書等に明記していない事項は、監督員（青森市工事請負契約標準約款（以下「契約約款」という。）第9条及び青森市工事請負請書標準約款（以下「請書約款」という。）第7条に規定する職員をいう。以下同じ。）と協議しなければならない。

1.1.2 法令等の遵守

- (1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

建設業法・道路法・河川法・港湾法・消防法・水道法・電気事業法・電気工事士法・文化財保護法・道路交通法・騒音規制法・振動規制法・労働基準法・労働安全衛生法・労働安全衛生規則・職業安定法・労働者災害補償保険法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・酸素欠乏症等防止規則・資源の有効な利用の促進に関する法律・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・建設工事公衆災害防止対策要綱・環境基本法・大気汚染防止法・下請代金支払遅延等防止法・建設労働者の雇用の改善等に関する法律・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律・道路運送法・道路運送車両法・雇用保険法・健康保険法・最低賃金法・地すべり等防止法・湖沼水質保全特別措置法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・労働保険の保険料の徴収等に関する法律・警備業法・行政機関の保有する個人情報に関する法律等
- (2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(1)の諸法令に照

らし不適當であつたり矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

1.1.3 疑義の解釈

この仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、当部と受注者の協議によって決定する。なお、協議が成立しないときは当部の解釈による。

1.1.4 書類の提出

- (1) 受注者は、指定の期日までに当部が定める様式により、資料-1 に掲げる書類を提出しなければならない。また、監督員が必要とする書類は、別に提出しなければならない。
- (2) 既に提出した書類に変更が生じたときは、直ちにそれに関する書類を提出しなければならない。
- (3) 工事関係書類は、直ちに提出できるように整備しておかななければならない。

1.1.5 工事实績情報の作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

変更登録は、工期、工事請負代金及び技術者に変更が生じた場合等に行うものとし、監督員の確認を受けなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

1.1.6 官公庁等への諸手続き

受注者は、官公庁及び他企業等への諸手続きに当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速、確実に行い、その経過及び結果を速やかに報告しなければならない。

1.1.7 監督員及びその権限

- (1) 当部が、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、同様とする。
- (2) 監督員は、契約約款及び請書約款（以下「約款等」という。）に定めるもの及び約款等に基づく当部の権限とされる事項のうち当部が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ア 工事の施工に立ち会い、設計図書に基づき工程を管理し、工事の施工の状況を検査し、又は受注者若しくは受注者の現場代理人に対して、指示、承諾若しくは協議を行うこと。
 - イ 設計図書に基づき工事の施工のために必要な細部設計図、原寸図等を作成して交

付し、又は受注者の作成する細部設計図、原寸図等を検査して承諾を与えること。

ウ 工事材料を試験し、又は検査（確認を含む。）すること。

- (3) 当部が監督員（主担）及び監督員（副担）の 2 名の監督員を置いたとき、(2)に規定する監督員の権限は、監督員（主担）の権限とし、監督員（副担）は、監督員（主担）が事故又は不在のとき、その権限を代行することができる。
- (4) 当部は、(3)の規定によるほか 2 名以上の監督員を置き、(2)の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に約款等に基づく当部の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知するものとする。分担を変更したときも、同様とする。
- (5) 当部が工事全般を監督指導する主任監督員を置いたとき、(2)に規定する監督員の権限は、監督員（主担）の権限とし、(3)及び(4)で規定した監督員が事故又は不在のとき、その権限を代行することができる。
- (6) (2)の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。
- (7) 当部が監督員を置いたときは、約款等に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって当部に到達したものとみなす。
- (8) 当部が監督員を置かないときは、約款等に定める監督員の権限は、当部に帰属する。

1.1.8 現場代理人及び主任技術者等

「青森市企業局発注の建設工事における技術者等取扱要項」に準拠する。

1.1.9 工事の中止

当部は、契約約款第 20 条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、次の条件に該当するときは、工事の全部又は一部を一時中止することができる。

- (1) 関連工事、天災、その他の理由で、監督員が必要と認めたとき。
- (2) 受注者が正当な理由なく、監督員の指示に従わなかったとき。
- (3) 受注者が、当部に対して不誠実な行為をしたとき。
- (4) その他当部が指示したとき。

1.1.10 工事の検査

- (1) 受注者は、次のいずれかに該当するときは、専門検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

ア 工事完成検査（契約約款 第 31 条第 2 項に規定する工事の完成を確認するための検査をいう。）

イ 工事出来形部分検査（契約約款 第 37 条第 5 項に規定する出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品を確認するための検査をいう。）

ウ 工事完成部分検査（契約約款 第 38 条第 1 項に規定する発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る工事の完了を確認するための検査をいう。）

エ 中間検査（工事の過程において適正な契約の履行を確保するために行う検査をい

う。)

オ 精算検査（契約約款 第 44 条第 1 項に規定する契約が解除された場合において、工事の出来形部分を確認する検査をいう。）

カ 部分使用検査（契約約款 第 33 条第 1 項の規定により工事目的物の引渡し前にその全部又は一部を使用する場合において行う必要な検査をいう。）

キ 修補完了検査（契約約款 第 31 条第 5 項に規定する修補を命じた工事の完了を確認するための検査及び契約約款 第 40 条に規定する修補部分の完了を確認するための検査をいう。）

(2) 当部は、検査の依頼を受けたときは、検査日時を受注者に通知する。

(3) (1) 及び(2) の規定にかかわらず、当部が必要と認めたときは、随時受注者に通知のうえ、検査を行うことができる。

(4) 受注者は、現場代理人及び必要に応じて主任技術者が立会いのうえ、検査を受けなければならない。

1.1.11 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に監督員を経由して説明する。

1.1.12 環境の保全及び改善活動の推進

青森市は、環境マネジメントシステムに取り組み、平成 12 年 3 月 3 日に国際標準規格である ISO 14001 の認証を取得し、平成 15 年 3 月 3 日には適用範囲の拡大に伴う更新審査を経て平成 18 年 3 月 3 日から『自己宣言方式』に移行しました。

自己宣言方式の移行によって、今後はこれまで以上に自らの責任を認識し、より一層自覚を高め取組を推進していく必要があることから、工事施工に当たっては下記の環境方針を遵守し、天然資源の枯渇・エネルギーの消費・騒音・振動・廃棄物の発生などに配慮し、周辺自然環境の保全と環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めなければならない。

【青森市環境方針】

基本理念

青森市は、八甲田連峰、県民の森梵珠山、陸奥湾といった広大な自然にいだかれたまちです。

私たちは、古来より、この豊かな自然から多くの恩恵を受け、恵まれた環境のもとで、発展してきました。

しかしながら、私たちが物質的に豊かになる一方で、様々な形で環境への負荷を与えるようになり、いつのまにか、人類の生存基盤である地球環境そのものを脅かすようになってきています。

私たちのふるさとである青森市の恵み豊かな自然環境とともに、かけがえのない美しい地球を将来世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務です。

このため、青森市役所は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な都市「海と山にいだかれた自然豊かな『緑と水と青空の青森市』」の実現に向け、環境マネジメントシステムにより、市自らが率先して、継続的に環境の保全と改善に取り組みます。

基本方針

1 地球温暖化対策の推進

新エネルギーや省エネルギー設備の積極的な導入などにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）・省資源の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、資源の再使用や再資源化等に積極的に取り組みます。

3 環境法令等の遵守及び環境汚染の予防

環境に関する法令や条例等を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。

4 継続的な改善の実施

環境目的・目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。

5 職員への教育・研修の実施

職員一人ひとりが環境方針を認識し、この方針に沿った活動を継続的に実施できるよう、教育・研修を行います。

6 環境方針及び活動結果の公表

環境方針は内外に公表するとともに、環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。

第2節 安全管理

1.2.1 一般事項

- (1) 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。
- (2) 工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次に掲げる事項を遵守するとともに、平素から防災設備を施すなど、常に万全の措置がとれるように準備しておかなければならない。
 - ア 作業員の安全を図るため、「労働安全衛生法」等を遵守し、常に細心の注意を払うこと。
 - イ 安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。
 - ウ 不測の事態に備え、緊急時における人員招集、資機材の調達、関係連絡先との連絡方法等を十分確認しておくこと。
 - エ 暴風雨その他の非常の際は、必要な人員を待機させ、必要に応じて事故防止の措置がとれるようにしておくこと。
 - オ 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する注意を払うとともに、適切な位置に消火器を配備し、その付近は整理整頓しておくこと。
- (3) 危険物を使用する場合は、その管理及び取扱いについて関係法令等に従い、万全の方策を講じなければならない。
- (4) 火気を使用する場合は、十分な防火措置を講じるとともに、必要に応じて所轄消防署に連絡し、届出又は許可申請の手続きをとらなければならない。
- (5) 安全管理者、各作業主任者、保安要員等を配置し、安全管理と事故防止に努めなければならない。
- (6) 現場代理人及び(5)に掲げる要員等は、容易に識別できるものを着用しなければならない。
- (7) 施工場所が水道施設構内又はその付近にある場合は、これらに対する衛生保安に十分注意しなければならない。

1.2.2 交通保安対策

- (1) 受注者は、道路管理者及び警察署長の交通制限に係る指示に従うとともに、付近住民の意向を配慮し、道路標識、標示板、保安柵、注意灯、照明灯、覆工板等の設備を施し、交通の安全を確保しなければならない。
- (2) 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げにならないように配置し、常時適正な保守管理を行わなければならない。
- (3) 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、関係者以外が立ち入らないような措置を講じなければならない。また、その区域以外の場所に許可なく機材等を置いてはならない。
- (4) 作業場内は、常に整理整頓しておくとともに、工事の進捗に併せて直ちに仮復旧を施し、遅滞なく一般に道路を開放しなければならない。
- (5) 道路に覆工板を設ける場合は、車両荷重等に十分耐える強度を有するものとし、交通の支障とならないように設置しなければならない。
- (6) 設計図書に記載がある交通誘導警備員を、交通障害・交通事故の発生を未然に防止するため配置すること。また、沿線家屋への出入りに支障が無いように、住民へ

の広報・迂回路の明示など十分配慮して施工すること。

- (7) 交通規制中は交通誘導警備員を配置するものとし、工事の休憩時間等においても、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に欠陥・遅延を生じさせないように配慮すること。
- (8) 警備業務（交通誘導警備員等）については、建設業法上の契約にあたらぬが、現場の安全管理を強化するため、施工体系図に記載すること。
- (9) 国道又は青森県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に交通誘導警備員Aを一人以上配置するものとし、交通誘導員警備検定合格証の写しを監督員に提出すること。

交通誘導警備員A・・・警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B・・・警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

1.2.3 歩行者通路の確保

受注者は、歩道及び横断歩道で施工する場合は、歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ、必要に応じて交通誘導警備員を配置して歩行者の安全を確保しなければならない。

1.2.4 事故防止

- (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「土木工事安全施工技術指針」等に基づき、公衆の生命、身体及び財産に関する危害又は迷惑を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意しなければならない。
- (3) 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして作業の手違い、作業員の不注意等がないように十分徹底して事故防止に努めなければならない。また、保護帽は常に着用しなければならない。
- (4) 工事中機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転しなければならない。
- (5) 地下埋設物に接近して掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該地下埋設物管理者と協議のうえ、防護措置等を講じなければならない。また、掘削部分に各種地下埋設物が露出する場合には、当該管理者と協議のうえ、適切な表示を行い、作業員にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法等を周知徹底しなければならない。
- (6) 施工前に、地下埋設物の試掘調査を十分行うとともに、当該地下埋設物管理者の立会のうえ、その位置を確認し、地下埋設物に損傷を与えないように施工しなければならない。
- (7) 工事中、火気に弱い地下埋設物又は可燃性物質の輸送管等の地下埋設物に接近する場合は、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。ただし、やむを得ない場合は、その地下埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用しなければならない。

- (8) 工事用電力設備については、保安責任者として法令に基づく有資格者を指名し、監督員に報告すること。また、保安責任者は保安業務として次の事項を実施すること。
- ア 作業員に対し、工事用電力設備の取り扱い及び安全教育を行うこと。
 - イ 配電盤内に設置する主遮断器は過電流遮断器とし、下位の遮断器は感電防止用の漏電遮断器とすること。
 - ウ 電動工具や水中ポンプ等の電気を使用する機材は、着工時のほか、定期的に絶縁測定等の点検整備を行うこと。
 - エ その他、現場において各種電気工作物等が保安上の支障となった場合は、作業前に監督員と協議すること。また、監督員は、必要に応じて電気主任技術者と協議すること。
- (9) 工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は監督員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規則」等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸素欠乏作業主任者をおき万全の対策を講ずること。
- (10) 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は、「有機溶剤中毒予防規則」等によって作業の安全を期すこと。
- (11) 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法令を遵守して、周到な調査と施工管理を行うこと。

1.2.5 事故報告と応急措置

受注者は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じたうえ、速やかに監督員に報告し、事故の原因、経過、被害の内容及び措置内容を事故報告書により監督員に提出しなければならない。

1.2.6 現場の衛生管理

浄水場（稼働中のもので、配水場その他これに準ずる箇所を含む）構内で行う工事に従事する者は、「水道法」、「水道法施行規則第16条」に従い、監督員の指示がある場合は、保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書を提出しなければならない。

1.2.7 工作物の解体作業等における石綿(アスベスト)の注意事項

- (1) 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、「石綿障害予防規則」に従い、事前に石綿等（石綿障害予防規則第2条に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用の有無を目視、資料等により確認し、その結果を記録しなければならない。
- (2) 施工に先立って、工事現場の周囲に吹き付けられた石綿等及び石綿等を使用した保温材、耐火被覆材等で飛散性のある物の使用の有無を目視等により確認しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の確認の結果、石綿等又はその疑いのあるものを発見した場合は、直ちに監督員に報告し、対応を協議しなければならない。また、施工中に発見した場合についても同様とする。ただし、設計図書で処理方法を明示しているものについては、この限りでない。

- (4) 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業をし、又は石綿等の除去その他の作業処理を行う場合は、「石綿障害予防規則」、「大気汚染防止法」等に従い、作業員、事業所職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように適切に施工しなければならない。
- (5) 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合で監督員の指示があったものについては「建築物等の解体等の作業に当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」及び「大気環境中へ石綿(アスベスト)飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について」に基づいた掲示板を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

1.2.8 石綿セメント管(アスベスト)撤去等に伴う注意事項

石綿セメント管の撤去に当たっては、「石綿障害予防規則」及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」を活用し適切に施工しなければならない。

1.2.9 現場の整理整頓

受注者は、工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料、不要土砂等の集積が、交通の妨害、付近居住者の迷惑、又は事故発生の原因にならないようにそれらを使用の都度整理し、又は現場外に搬出し、現場付近は常に整理整頓しておかなければならない。また、工事現場付近の道路への土砂散乱、側溝のつまり、塀の泥のはね等がある場合は、速やかに清掃しておかなければならない。

1.2.10 跡片付け

受注者は、工事完成の際に工事現場の一切の機器、余剰資材、残骸及び各種仮設物等の跡片付けを行うとともに、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にし、交通や付近居住者の迷惑にならないようにしなければならない。

第3節 工事用設備

1.3.1 現場事務所及び材料置場等

受注者は、現場事務所、倉庫、材料置場、機械据付け場所等の使用について、あらかじめ監督員と協議のうえ、適切な措置を講じなければならない。

1.3.2 工事用機械器具等

- (1) 受注者は、機械器具、車両、仮設物等は、工事に適応するものを使用しなければならない。
- (2) 監督員が不相当と認めた工事用機械器具等は、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- (3) 当部が所有する機械器具を借用しようとする場合は、受注者の申込みにより、条件を付して貸与する。貸与器具に破損が生じた場合には受注者の責任で修理しなければならない。
- (4) 施設、設備、車両等は、施錠等適切な措置を講じ、管理しなければならない。

1.3.3 工事現場標識等

受注者は、工事現場の見やすい場所に工事名、工事期間、発注者名、受注者名、連絡先及び現場責任者名等を記入した工事名標示板、その他所定の標識を堅固に設置しなければならない。

1.3.4 工事用電力及び工事用給排水

受注者は、工事用電力（動力及び照明）及び工事用給排水の設備は、関係法令等に基づき設置及び管理しなければならない。

1.3.5 工事用設備に必要な土地等

- (1) 受注者は、工事用設備の設置に必要な土地等は、受注者の責任においてその使用权を取得し、受注者の費用負担で使用しなければならない。
- (2) 確保した工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。
- (3) 所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないよう努めなければならない。

第4節 工事施工

1.4.1 一般事項

- (1) 受注者は、施工前に監督員と十分打合せを行い、必要な手順や工法等についての施工計画書を提出し、これに基づき工事の適正な施工管理を行わなければならない。なお、設計金額が250万円以下及び消火栓関連の請負工事については、監督員と協議のうえ施工計画書の一部又は全部を省略することができる。
- (2) 常に工事の進行状況を把握し、工事の円滑な進行を図らなければならない。また、施工期限を定められた箇所においては、監督員と十分協議しなければならない。
- (3) 断水を伴う切替等の施工時間が限られた工事については、監督員と事前に打合せを行い、指定時間内に完了しなければならない。
- (4) 施工上、施工図又は詳細図を必要とするものは、これらを作成のうえ、当部の承諾を受けなければならない。
- (5) 施工前に、必要に応じて関係官公庁、他企業の現地立会い及び会議等に出席し、許可条件、指示事項を確認しなければならない。
- (6) 工事に伴う交通規制は、原則として8時30分から17時までとし、それ以外の時間帯に施工する場合は、事前に監督員と協議しなければならない。
- (7) 本管の切替え作業及び管洗浄作業は、原則として土曜日、日曜日、祝日、その他休前日も作業してはならない。ただし、管網が整備され、事故が起きても周囲に影響が少ないと予想される口径φ50mm以下の配水管については、事前に監督員と協議して、休前日の管洗浄作業を行うことができる。

1.4.2 事前調査

- (1) 受注者は、施工前に、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模及び位置をあらかじめ試掘調査等により確認しておかなければならない。
- (2) 工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがある場合は、監督員と協議のうえ現場調査を行い、家屋等の現状について、所有者の許可を得たうえで、写真撮影をしておかなければならない。
- (3) 受注者は、現場付近の既設水道管や仕切弁の配置状況を監督員に確認し、施工中の水道管破損事故等に迅速に対応できるように、仕切弁の現場確認をするとともに筐の泥あげ等を行い、操作ができるようにしておかなければならない。また、緊急断水等による影響範囲についても把握しておかなければならない。

1.4.3 現場付近居住者への説明等

- (1) 受注者は、施工前に監督員と協議のうえ、現場（資材置場等含む）付近居住者に対して工事内容についての具体的な説明と広報紙の配付を行い、工事について十分協力が得られるように努めなければならない。
- (2) 受注者は、工事に伴い、断水、家屋への出入り制限、給水接続等による一時的な断水等が発生する場合は、事前に該当する居住者に対し施工時間等具体的な説明を行い、協力が得られるように努めなければならない。
- (3) 受注者は、工事の施工上やむを得ず通行止めにするときは、現場付近居住者に対して具体的な広報と説明を行い、必要に応じて、迂回看板等の設置をしなければならない。
- (4) 受注者は、工事の準備及び施工に際し、許可なく現場（資材置場等含む）付近居

住者の敷地内及び公道に駐車したり、工事用機械器具及び材料等を置いてはならない。

- (5) 受注者は、夜間施工する場合、施工前に監督員と協議のうえ、現場（資材置場等含む）の騒音及び粉塵に対する対策を講じなければならない。また、現場（資材置場等含む）付近居住者から苦情が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

1.4.4 建設副産物

- (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」、「再生資源の利用の促進について」、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- (3) 受注者は、土砂、砕石加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完成日から5日以内に実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を監督員に提出しなければならない。

1.4.5 障害物件の取扱い

- (1) 受注者は、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。なお、障害物の移設及び防護の工事を他企業者が施工する場合、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。
- (2) 施工中、損傷を与えるおそれのある施設物に対しては、仮防護等の適切な措置を講じ、工事完成後は原形に復さなければならない。また、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告し指示に従わなければならない。
- (3) 地上施設物及び地下埋設物の管理者から指示があった場合は、その内容について速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。ただし、早急な対処を必要とする場合は、その管理者の指示に直ちに従わなければならない。

1.4.6 埋蔵文化財の保護

- (1) 受注者は、埋蔵文化財の保護に十分注意し、作業員等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当部との契約に係る工事に起因するものとみなし、当部が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1.4.7 老朽給水管の取扱い

受注者は、給水管の連絡に当たって、鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、

鋳鉄管以外の給水管を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その対応について監督員と協議しなければならない。

1.4.8 汚染土壌対策

管路掘削時に、有機溶剤、灯油等が土壌に浸透している兆候が見られた場合は、速やかに監督員に報告し、その対応について監督員と協議しなければならない。

1.4.9 他工事との協調

受注者は、工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を図らなければならない。

1.4.10 就業時間

受注者は、施工の就業時間について、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

1.4.11 環境対策

- (1) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、関連法令、本仕様書並びに設計図書を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、工事の施工にあたり表 1.4.1 に示す建設機械を使用する場合は、表 1.4.1 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表 1.4.1

機 種	備 考
<p>一般工事中建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 	

1.4.12 対外折衝

受注者は、官公庁、他企業、現場付近居住者との交渉若しくは説明を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

1.4.13 工事検査の準備

受注者は、工事検査を受けるために必要な書類を事前に準備し、現場における検査執行の受入れ態勢を確立しておかなければならない。